

## 海上における工事作業等の警戒船の配備等に関する指針（行政指導指針）

### 1 目的

この指針は、海上における工事作業等の警戒船の配備等に関し、必要な事項を定めることにより、適正な警戒業務の実施に資するとともに、もって工事作業等の関係船舶及び実施海域付近を航行する船舶の安全を図ることを目的とする。

### 2 用語の定義

- (1) 部署等とは、管区海上保安本部、海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署をいう。
- (2) 工事作業等とは、次に掲げる許可又は届出に係るものをいう。
  - ① 海上交通安全法（昭和47年法律第115号）第40条及び第41条の規定並びに港則法（昭和23年法律第174号）第31条、第32条、第34条及び第45条の規定に基づく許可又は届出
  - ② 港則法施行規則（昭和23年運輸省令第29号）第21条第2項の規定のうち、同規則第9条第1項、第21条の2、第27条、第31条及び第37条の規定に基づくえい航制限の免除許可
- (3) 工事作業等の施工者等とは、(2)に掲げる工事作業等の施工者又は発注者をいう。

### 3 警戒船の配備

工事作業等の施工者等は、次に掲げる工事作業等を行う場合、関係船舶及び実施海域付近を航行する船舶の安全を確保する観点から、警戒船を配備すること。

- (1) 告示又は公示による交通制限が必要な工事作業等
- (2) 船舶交通が特にふくそうする航路及びその周辺海域における工事作業等（航行船舶の進路を避けることが容易な方法で行われる工事作業等を除く。）
- (3) 爆破作業、危険度の高い潜水作業などの工事作業等
- (4) 航行船舶の可航水域が狭められる工事作業等
- (5) 前記2（2）②で規定する許可に係るえい航作業

- (6) (1) から (5) に掲げるもののほか、船舶交通の危険又は混雑が生ずるおそれのある工事作業等

#### 4 警戒船の配備隻数

工事作業等の施工者等は、次に掲げる事項を踏まえ、航行船舶が工事作業等の実施海域に異常接近することを防止するために行う情報提供や注意喚起の実施に必要な隻数を配備すること。

警戒船の配備隻数については、警戒船の配備位置、速力及び航行船舶の旋回縦距等にもよるが、実施海域付近に概ね500mから1,000mの距離毎に1隻配備することを目安とすること。

- (1) 工事作業等の種類及び規模
- (2) 工事作業等の実施海域及びその周辺海域の航行船舶の状況
- (3) 工事作業等を実施する時間帯
- (4) 工事作業等の実施海域の気象・海象
- (5) 警戒船の性能
- (6) 監視用レーダー施設等警戒業務のための陸上支援体制

#### 5 警戒船の業務

警戒船の業務は、工事作業等の実施海域付近において、主として次の業務を行うものとする。

- (1) 工事作業等及び航行制限の内容に関する情報を航行船舶等へ提供すること。
- (2) 工事作業等の関係船舶の交通を整理すること。
- (3) 工事作業等の実施海域に異常接近する船舶に対し注意を喚起すること。
- (4) 工事作業等の実施海域内の関連施設及び工事作業等の関係船舶に異常接近する船舶の監視を行うこと。
- (5) 工事作業等の実施海域を示す標識その他の関連施設の異常の有無の監視を行うこと。
- (6) 工事作業等の実施に伴って発生した事故により船舶交通に危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、人命の安全確保及び船舶交通の危険を防止するため必要な応急の措置を行うこと。
- (7) 工事作業等の実施海域を示す標識その他の関連施設の異常を発見した場合又は工事作業等の実施海域及び警戒を行う区域内で事故が発生した場合は、実施海域内の関係者にその状況を通報するとともに、警戒業務管

理者及び警戒業務管理者の職務を補佐する警戒業務管理補助者（以下「警戒業務管理者等」という。）へ報告すること。

## 6 警戒船の性能、設備等

警戒船に必要とされる性能、設備等は、次のとおりとする。

### (1) 堪航性

工事作業等の実施海域付近の気象・海象条件において、警戒業務を適切に実施することが可能であること。

### (2) 速力

工事作業等の実施海域付近を航行する船舶の速力を船舶自動識別装置（以下「A I S」という。）等を活用して把握することに努め、それらの状況を勘案し、警戒業務が適切に実施できる速力（目安として航行船舶の平均速力以上）を有すること。

### (3) 設備等

次に掲げる設備等を装備すること。

設備等の種類	全ての警戒船が装備するもの	工事作業等の実施海域等の状況を踏まえ装備するもの
連絡設備	他の警戒船、工事作業等の現場、警戒業務管理者及び関係海上保安官署と連絡が可能な無線設備又は携帯電話	超短波無線電話（国際VHF）又は船舶電話
監視機材	双眼鏡	レーダー又はA I S送受信機
注意喚起器材	拡声器、手旗、赤旗（1 m×1 m）及び信号灯又は探照灯	探照灯、サイレン又は国際信号旗
表示器材	警戒船であることが容易に識別可能な横断幕又は表示板及び特別灯火（青色閃光灯又は青と白の閃互光灯）	電光表示板
その他	関係する海域の海図 海事法令集	消火ポンプ 関係する水路通報、航行警報等

## 7 警戒船の乗組員等

警戒船の乗組員等については、次によること。

### (1) 警戒船においては、警戒船を運航する乗組員のほか、1名以上の者が警

戒業務に専従することができる体制を整えること。

- (2) (1) で規定する警戒業務に専従する者（以下「専従警戒要員」という。）は、部署等が実施する別紙1の警戒業務に係る講習のうち、業務講習を受講し、警戒業務に必要な関係法令、警戒船の任務、警戒業務実施方法、緊急時の措置その他業務実施海域の気象・海象の状況、船舶交通の状況等に関する知識、技能を習得していること。

## 8 警戒業務の管理

警戒船を配備する場合は、警戒業務を適正に実施するため、次により警戒業務の管理を行うものとする。

- (1) 工事作業等の施工者等は、警戒業務を的確に実施するため、警戒業務管理体制を整えること。
- (2) 工事作業等の施工者等は、工事作業等の種類及び規模等を勘案して必要と認めるときは、警戒業務管理者等を置き、次の事項を担当させること。
- ① 警戒業務全般に係る調整に関すること。
  - ② 警戒船の運用及び警戒業務の実施に関し必要な情報の収集並びに警戒船の船長及び専従警戒要員に対する当該情報の伝達に関すること。
  - ③ 警戒業務の実施に係る警戒船及び関係海上保安官署との連絡に関すること。
  - ④ 警戒船の船長及び専従警戒要員に対する工事作業等の内容の周知に関すること。
  - ⑤ 専従警戒要員及び警戒船乗組員の教育・訓練に関すること。
  - ⑥ その他警戒業務の実施に係る必要な事項に関すること。
- (3) 警戒業務管理者等は、警戒船の船長若しくは専従警戒要員の経験を有し、かつ、部署等が実施する別紙1の警戒業務に係る講習のうち、管理講習を受講し、警戒業務に必要な関係法令、警戒業務の管理、緊急時の措置その他業務実施海域の気象・海象の状況、船舶交通の状況等に関する知識、技能を習得していること。
- (4) 工事作業等の施工者等は、以下の事項のうち必要な事項を取りまとめた要領を策定し、警戒船の運用を管理する事務所及び警戒船に備えること。
- なお、本要領の作成にあたっては、別紙2の例を参考とすること。
- ① 目的
  - ② 警戒船の配備
  - ③ 警戒船の指揮系統及び通信連絡体制

- ④ 警戒を行う区域等
  - ⑤ 警戒船の性能、設備等
  - ⑥ 警戒業務実施要領
  - ⑦ 警戒船の管理運用体制
  - ⑧ 専従警戒要員及び警戒船乗組員の教育・訓練
- (5) 警戒業務管理者等は、警戒船から工事作業等の実施海域を示す標識その他の関連施設の異常を発見した場合又は工事作業等の実施海域及び警戒を行う区域内で事故が発生した場合の報告を受けたときは、速やかに人命救助、応急措置等必要な指示をするとともに、海上保安庁等関係機関へ速報すること。
- (6) 警戒業務管理者等は、警戒船が海難救助に従事する等の緊急事態に長時間対応する場合又は緊急事態の内容により、警戒船全船が人命救助、応急措置等に対応しなければならない場合は、工事作業等に対する警戒船の確保、必要な支援の提供など警戒船全船に関する調整を図ること。

## 警戒業務に係る講習

警戒業務に係る講習は、専従警戒要員等を対象とした警戒業務に関する講習（以下「業務講習」という。）と警戒業務管理者等を対象とした警戒業務管理に関する講習（以下「管理講習」という。）とする。

### 1 講習の種別及び対象者

#### (1) 業務講習

- ① 原則として、向こう 1 年以内に専従警戒要員として警戒船に乗船する予定がある者
- ② 現に専従警戒要員として警戒船に乗船し、警戒業務を行っている者

#### (2) 管理講習

- ① 原則として、向こう 1 年以内に警戒業務管理者として警戒業務の管理運用を行う予定がある者
- ② 現に警戒業務管理者、又は警戒業務管理補助者として警戒業務の管理運用を行っている者

### 2 講習内容【「工事作業等の警戒業務の手引き」（海上保安庁交通部安全課監修）を参照】

#### (1) 業務講習

- ① 海上衝突予防法（昭和52年法律第62号）、海上交通安全法（昭和47年法律第115号）、港則法（昭和23年法律第174号）並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）の解説
- ② 警戒船の任務  
警戒船の業務、基本的留意事項、警戒業務実施前の遵守事項及び警戒業務実施中における遵守事項
- ③ 警戒業務実施方法  
一般的な工事作業等の警戒の要点、移動しながら行われる工事作業等の警戒の要点、警戒船の運航中止基準、異常気象・海象時の措置及び警戒船の交替等
- ④ 緊急時の措置  
異常接近船舶等に対する措置及び事故発生時にとるべき措置
- ⑤ その他  
船舶の運動性能、気象・海象の状況、船舶交通の状況及び漁業操業の

実態等

(2) 管理講習

- ① 海上衝突予防法（昭和52年法律第62号）、海上交通安全法（昭和47年法律第115号）、港則法（昭和23年法律第174号）及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）の解説
- ② 警戒業務管理者  
警戒業務管理者の職務
- ③ 警戒業務の管理  
警戒業務の管理体制、警戒業務の管理方法、警戒船の配備隻数の原則、警戒船の管理運用要領並びに専従警戒要員及び警戒船乗組員の教育・訓練
- ④ 緊急時の措置  
事故発生時の措置及び警戒業務の調整
- ⑤ その他  
船舶の運動性能、気象・海象の状況、船舶交通の状況及び漁業操業の実態等

## 〇〇工事警戒船管理運用要領（例）

### 1 目的

この要領は、（会社名）株式会社が施工する「（工事名）」の実施に際し、当社が配備する警戒船の業務を的確に実施し、もって工事作業等の実施海域及びその付近海域における船舶航行の安全と工事作業等の円滑な遂行を図り、事故防止に万全を期することを目的とする。

### 2 警戒船の配備

（1）本工事作業等の実施期間中は、〇隻の警戒船を配備する。

（2）配備する警戒船は、次のとおりとする。

- ・会社名
- ・船名
- ・総トン数
- ・乗組員数

（3）配備期間及び配備時間は、次のとおりとする。

- ・配備期間
- ・配備時間

### 3 警戒船の指揮系統及び通信連絡体制

3 - 1 警戒業務管理者及び警戒業務管理補助者（以下「警戒業務管理者等」という。）

（1）警戒業務を的確に処理するため、次のとおり警戒業務管理者〇名及び警戒業務管理補助者〇名を置く。

警戒業務管理者

警戒業務管理補助者

・（会社名）

・（会社名）

・（氏名）

・（氏名）

・（生年月日）

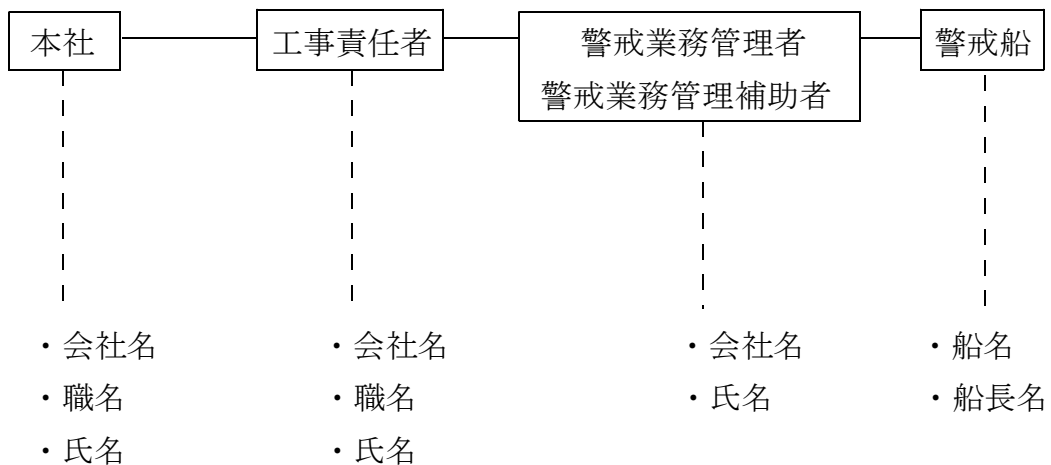
・（生年月日）

・経歴（警戒船の船長、専従警戒要員又は警戒業務管理者等としての経歴）

・管理講習受講年月日及び当該講習主催者名

（2）指揮系統は次のとおりとする。





### 3 - 2 警戒船の船長

警戒船の船長には、次の者をあてる。

- ・会社名
- ・船名
- ・氏名
- ・経歴（警戒船への乗船経歴）
- ・受有海技免状の種類

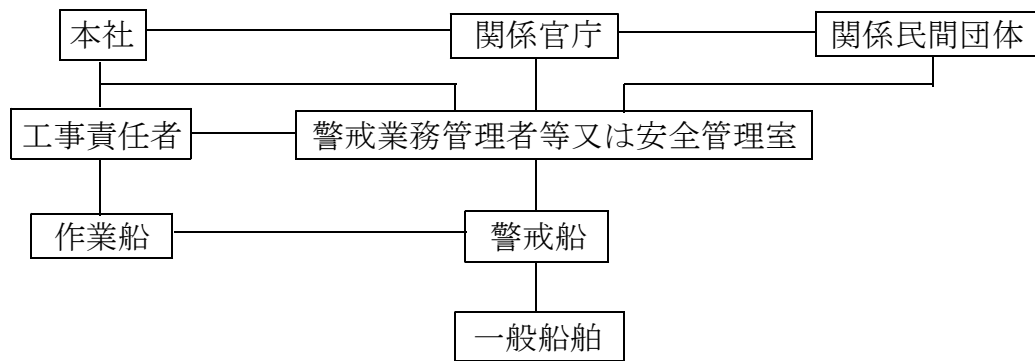
### 3 - 3 専従警戒要員

警戒船には、次のとおり専従警戒要員を〇名乗船させ、警戒業務管理者等の指揮の下に船長と協力して、本要領の定めるところにより警戒業務の実施にあたらせる。

- ・会社名
- ・氏名
- ・生年月日
- ・経歴（警戒船における警戒業務の経験年数）
- ・業務講習受講年月日及び当該講習主催者名

### 3 - 4 通信連絡体制

（1）警戒業務実施中における警戒業務に関する通信連絡体制は、次のとおりとする。



(2) 警戒船の船長及び専従警戒要員は、常時、連絡無線を聴取し、航行船舶からの質問に応じるほか、緊急事態の把握に努める。

(3) 通信連絡を行う場合の昼間・夜間の関係先電話番号、連絡方法及び警戒船の呼出名称等は、別表のとおりとする。

#### 4 警戒を行う区域等

警戒船が警戒を行う区域及び警戒船の配備位置は、別図－〇のとおりとする。

#### 5 警戒船の性能、設備等

(1) 警戒船の性能は、次のとおりとする。

- ① 総トン数
- ② 最高速力
- ③ 長さ
- ④ 幅
- ⑤ 船橋における眼高

(2) 警戒船には、次に掲げる設備等を装備する。

- ① 連絡設備
- ② 監視機材
- ③ 注意喚起器材
- ④ 表示器材
- ⑤ その他

#### 6 警戒業務実施要領

## 6 - 1 警戒船の業務

警戒船の業務は、工事作業等の実施海域付近において、主として次の業務を行うものとする。

- (1) 工事作業等及び航行制限の内容に関する情報を航行船舶等へ提供すること。
- (2) 工事作業等の関係船舶の交通を整理すること。
- (3) 工事作業等の実施海域に異常接近する船舶に対し注意を喚起すること。
- (4) 工事作業等の実施海域内の関連施設及び工事作業等の関係船舶に異常接近する船舶の監視を行うこと。
- (5) 工事作業等の実施海域を示す標識その他の関連施設の異常の有無の監視を行うこと。
- (6) 工事作業等の実施に伴って発生した事故により船舶交通に危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、人命の安全確保及び船舶交通の危険を防止するため必要な応急の措置を行うこと。
- (7) 工事作業等の実施海域を示す標識その他の関連施設の異常を発見した場合又は工事作業等の実施海域及び警戒を行う区域内で事故が発生した場合は、実施海域内の関係者にその状況を通報するとともに、警戒業務管理者及び警戒業務管理者の職務を補佐する警戒業務管理補助者（以下「警戒業務管理者等」という。）へ報告すること。

## 6 - 2 基本的留意事項

警戒船の船長及び専従警戒要員は、協力して次の事項を実施すること。

- (1) 警戒業務が的確に実施できるよう、船体・機関・機器等の保全並びに警戒業務に必要な研鑽及び各種訓練の実施に努めること。
- (2) 乗組員の作業を明確に定めた配置表を船内の見えやすい場所に備えつけておくこと。
- (3) 警戒業務実施方法の参考とするため警戒業務記録簿を備え付け、警戒業務管理者等から入手した情報・指示、警戒業務の引継事項、実施概要等を記録すること。

## 6 - 3 警戒業務実施前の遵守事項

警戒船の船長は、警戒業務管理者等を通じ、次の情報を入手すること。

- (1) 工事作業等の状況

(2) 作業船等の運航計画

(3) 気象通報

(4) その他必要な事項

6 - 4 警戒業務実施中における遵守事項

(1) 警戒船の立場は、工事作業等の情報を伝達する等一般船舶の安全航行について協力するものであって、他船に対する指示権や航法上の優先権を有するものではないことに留意すること。

(2) 警戒船の船長は、海上衝突予防法、海上交通安全法及び港則法等関係法令を遵守し、航行の安全を確保すること。

(3) 警戒船の船長は、操船者及び専従警戒要員を常時船橋に配置して見張りを厳重にし、レーダー等を活用して、工事作業等の実施海域に異常接近するおそれのある船舶の動向を早期に把握すること。

(4) 警戒船の船長は、特別の指示による場合及び緊急の場合のほか、警戒を行う区域を離れないこと。

(5) 警戒船の船長は、緊急その他やむを得ない場合のほか、いたずらに他船に接近しないこと。

(6) 警戒船の船長は、巡視船艇から海難救助等の緊急措置について協力要請があった場合には、その旨を警戒業務管理者等に報告し、指示を受けこれに協力すること。

6 - 5 一般的な工事作業等の警戒の要点

(1) 警戒船の船長は、担当する警戒を行う区域内を適宜巡回し、航行船舶、工事作業等の関係船舶の運航状況及び航行援助施設並びに気象・海象状況に留意し、○時、○時、○時、○時に次の事項を警戒業務管理者等に報告すること。

なお、前記状況に異常を認めた場合には、その都度、警戒業務管理者等に報告すること。

① 警戒を行う区域内の状況

② 標識その他の関連施設の異常の有無

③ 天候及び海上模様

④ その他必要な事項

(2) 警戒船の船長及び専従警戒要員は、工事作業等の関係船舶が一般船舶の航行を妨害するおそれがあるとき等航行の安全上必要な場合には、警戒業務管理者等に報告するとともに、工事作業等の関係船舶の交通の整理を行うこと。

(3) 警戒船の船長及び専従警戒要員は、一般航行船舶が工事作業等の実施海域に異常接近するおそれがある場合には、次の措置を講じ、事故防止に万全を期すること。

① 航行船舶の進路及び速力等から判断して、工事作業等の実施海域に異常接近するおそれがある場合には、直ちに当該船舶に近づき、無線、汽笛、拡声器、探照灯又は赤旗等適切な手段により、注意喚起を行うこと。

② 接近防止のため、必要に応じ、接近を阻止する位置に船位して注意喚起を行うこと。

③ 夜間にあつては、探照灯を使用して、工事作業等の実施海域を標示する灯浮標や海上作業施設等を照射し、危険が迫っていることを早期に相手船に知らせること。

なお、探照灯を使用するにあつては、相手船を幻惑させないように留意すること。

④ 自船のみで侵入を阻止することが困難である場合には、早期に他の警戒船等の協力を求めること。

⑤ 侵入船舶があつた場合には、当該船舶に対し早期に工事作業等の実施海域外へ退避するよう協力を求め、必要に応じ、誘導等の措置を講じるとともに、次の事項を直ちに警戒業務管理者等に報告すること。

また、速やかに異常事態発生状況報告書及び航跡図を作成し、警戒業務管理者等に提出すること。

イ 船種、船名（漁船にあつては漁船登録番号）

ロ トン数

ハ 国籍

ニ 仕出港及び仕向港

ホ 船舶電話番号

へ 代理店の住所、名称、電話番号

ト 侵入の概要及び警戒船のとした措置

チ 損害の有無及び状況

リ その他参考事項

(4) 警戒船の船長及び専従警戒要員は、工事作業等の実施海域に設置された標識その他の関連施設の異常の有無の監視を行い、異常を発見した場合には、直ちにその状況を警戒業務管理者等に報告するこ

と。

- (5) 警戒船の船長及び専従警戒要員は、工事作業等の実施海域及び警戒を行う区域内で事故が発生した場合には、直ちに現場に急行し、配置表に基づき必要な措置を講じるとともに、次の事項を警戒業務管理者等に報告すること。

また、速やかに異常事態発生状況報告書を作成して警戒業務管理者等に提出すること。

- ① 事故の種別
- ② 発生日時
- ③ 発生場所
- ④ 事故の概要
- ⑤ 措置の概要
- ⑥ その他参考事項

#### 6 - 6 移動しながら行われる工事作業等の警戒の要点

- (1) 警戒船の船長は、原則として工事作業等の関係船舶（以下「被警戒船」という。）等から指示又は要請された位置に船位して、被警戒船と連絡を保ちながら警戒に当たること。
- (2) 被警戒船等と他船とが危険な見合い関係になるおそれがある場合には、直ちに相手船に近づき、無線、サイレン又は拡声器等適切な手段により、接近してくる船舶に事故防止の協力を求め、危険な見合い関係とならないように努めるとともに、直ちにその状況を被警戒船に連絡すること。
- (3) 警戒船と被警戒船の間に、他船を割り込ませないよう措置すること。

#### 6 - 7 警戒船の運航中止基準等

警戒業務管理者等は、気象・海象等の状況を勘案のうえ、警戒船の運航中止又は待機の指示を行うこと。

なお、運航中止基準及び工事中止条件は、次のとおり。

(運航中止基準)

(工事中止条件)

- |        |    |            |            |
|--------|----|------------|------------|
| (1) 風速 | 船名 | 平均○m/sec以上 | 平均○m/sec以上 |
| (2) 波高 | 船名 | ○m以上       | ○m以上       |

#### 6 - 8 異常気象・海象時の措置

- (1) 警戒船が気象・海象等の事由により退避する場合の場所は、原則として工事作業等の実施海域付近とし、気象・海象等が回復次第、

警戒を行う区域に復帰すること。

- (2) 警戒業務管理者等が気象・海象等の状況を勘案して待機を命じる場合の待機場所は、その都度指定するが、原則として別図一〇に示す海域とする。
- (3) 警戒船の船長は、荒天のため待機し、及び気象・海象等の回復により復帰したときは、警戒業務管理者等に報告すること。
- (4) 警戒船の船長は、荒天待機等で避泊する場合は、緊急事態の発生に備え、他船の影響等により出動不能となることのないよう泊地を選定すること。
- (5) 警戒船の船長及び専従警戒要員は、視界不良等のため、工事作業等の実施海域付近で退避又は待機する場合は、レーダー等を活用して航行船舶の動静把握に努めること。

#### 6 - 9 警戒船の交替等

- (1) 警戒船の船長は、交替のために基地を出港するときは、その旨を警戒業務管理者等に報告し、必要な指示を受けること。
- (2) 警戒船の船長は、燃料及び清水等の補給若しくは機関故障等のために業務の遂行ができなくなったとき又は交替警戒船と業務の引継ぎを完了したときは、警戒業務管理者等に報告すること。
- (3) 警戒船の船長は、交替警戒船と業務の引継ぎを行った後でなければ原則として警戒を行う区域を離れないこと。
- (4) 引継事項は次のとおりとし、これらを確認のうえ、警戒業務記録簿の引継事項欄に記載すること。
  - ① 業務の実施状況及び今後の予定
  - ② 航行船舶の動静
  - ③ 航行援助施設の現状
  - ④ 船体・機関・機器・警戒業務実施上必要な設備・通信設備等の現状
  - ⑤ 燃料及び清水等船用品等の保有状況
  - ⑥ その他警戒業務実施上必要な事項
- (5) 警戒船の船長は、交替して勤務についたときは、その旨を警戒業務管理者等に報告すること。
- (6) 警戒船が勤務を交替して基地に帰投したときには、専従警戒要員は、警戒業務実施中の状況を警戒船日報（別添）に記載し、警戒業務管理者等に提出すること。

## 7 警戒船の管理運用体制

### 7 - 1 警戒業務管理者の職務

警戒業務管理者は、主として次の業務を行うこと。

- (1) 警戒業務全般に係る調整に関すること。
- (2) 警戒船の運用及び警戒業務の実施に関し必要な情報の収集並びに警戒船の船長及び専従警戒要員に対する当該情報の伝達に関すること。
- (3) 警戒業務の実施に係る警戒船及び関係海上保安官署との連絡に関すること。
- (4) 警戒船の船長及び専従警戒要員に対する工事作業等の内容の周知に関すること。
- (5) 専従警戒要員及び警戒船乗組員の教育・訓練に関すること。
- (6) その他警戒業務の実施に係る必要な事項に関すること。

### 7 - 2 警戒業務管理補助者の職務

警戒業務管理補助者は、警戒業務管理者の職務を補佐するものとする。

### 7 - 3 警戒業務の管理

- (1) 警戒業務管理者等は、事前に警戒船の運用計画を策定して警戒船の船長に指示すること。
- (2) 前項の運用計画においては、次の事項を明確にすること。
  - ① 警戒船の行動に関すること。
  - ② 燃料及び清水等の補給に関すること。
  - ③ 警戒船及び乗組員の交替に関すること。
  - ④ 特殊作業等に関すること。
  - ⑤ 乗組員の研修・訓練に関すること。
  - ⑥ その他必要な事項
- (3) 警戒業務管理者は、休暇等の事由により警戒業務管理者としての職務を行うことができない場合における当該業務の代行者をあらかじめ警戒業務管理補助者の中から指名しておくこと。
- (4) 警戒業務管理者等は、警戒船が警戒業務に従事している間は、警戒船が行う業務の実施状況を把握できる事務所に自ら勤務するか又は代行者を勤務させること。
- (5) 警戒業務管理者等は、当社が別途設置している工事責任者又は陸上支援組織（以下「工事関係者」という。）との連絡を密にし、警



警戒船が必要とする情報の提供を受けた場合はそれを警戒船に提供すること。また、警戒船から報告のあった異常接近船に関する情報、警戒を行う区域内で発生した事故に関する情報及び巡回中に発見した工事作業等関連施設の異常に関する情報等を受けた場合は、速やかに人命救助、応急措置等必要な指示をするとともに、工事関係者及び海上保安庁等関係機関へ報告又は通報すること。

- (6) 警戒業務管理者等は、警戒船が海難救助に従事する等の緊急事態に長時間対応する場合又は緊急事態の内容により、警戒船全船が人命救助、応急措置等に対応しなければならない場合は、工事作業等に対する警戒船の確保、必要な支援の提供など警戒船全船に関する調整を図ること。

## 8 専従警戒要員及び警戒船乗組員の教育・訓練

- (1) 警戒業務管理者等は、専従警戒要員及び警戒船乗組員に対し、海上交通関係法令、緊急事態発生時の措置等警戒業務に必要な教育及び実地訓練を1つの工事作業等の警戒業務開始前に1回以上実施し、その後、毎月1回以上実施すること。
- (2) 警戒業務管理者等は、本工事作業等に類似した他の工事作業等の実施海域内で発生した事故例を調査研究し、専従警戒要員及び警戒船乗組員に対し、周知徹底を図ること。